

## 広報紙デザイン制作等業務委託にかかる審査要領

### 1. 審査の対象事業者

次に掲げる事項全てに該当する事業者

- (1) 四日市市入札参加資格者名簿「物品・業務委託」に登載または登載予定であること。なお、登録業種は、「印刷」または「広告代理・企画」とする。(未登録または登録業種が異なる場合は、プロポーザル実施時まで、市が指定する書類を提出するとともに、令和6年1月24日までに、三重県市町総合事務組合で登載手続きを済ませること)
- (2) 公募開始時から受託予定候補者特定の日までの間、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準(平成21年6月1日施行)の規定による入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 入札参加資格審査申請において、提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 自治体が発行する広報媒体に関する業務を請け負った実績を有していること。

### 2. 審査の実施

審査委員会の開催日時：令和6年2月2日(金) 13:00から

場 所：四日市市役所6階 本部員会議室

審査型式：プレゼンテーション及び質疑応答

### 3. 審査の方法

選定にあたっては、最適な事業者を選定するため、各提案事業者が提出した提案書及びプレゼンテーション等の内容について、予算内の見積価格で提案したもののうち、四日市市が設置した「広報紙デザイン制作業務委託プロポーザル審査委員会」(以下、審査委員会)が審査基準に基づき評価し、評価が最も高い事業者を受託予定候補者として選定する。

#### 【審査】

- ①プレゼンテーション20分程度、質疑応答20分程度とする。
- ②事業者側の出席者は3人以内とし、質問に適切に対応できる担当者が回答すること。
- ③パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に市に連絡し、機材等は原則、事業者で準備すること。

※新型コロナウイルス感染症等の影響によりプレゼンテーション等の方法を変更す

る場合がある。

#### 4. 審査項目・視点・配点

- ①紙面全体の印象は、特集記事の狙いに合っているか
- ②色使いの統一感やバランスはとれているか
- ③タイトルや見出しは、読者の関心をひき、見やすく読みやすいか
- ④特集記事のテーマを引き立てるようなイラストや図、写真が効果的に使われているか
- ⑤タイトル、見出し、文章、写真、イラストなどの割り付けは、子どもや高齢者などに配慮し、見やすく、読み進めやすいものとなっているか
- ⑥「広報よっかいち」ロゴデザインの親しみやすさ、分かりやすさ、斬新さ
- ⑦業務の実施体制の確実さ

※配点の満点は40点、審査員6人の合計240点満点とする。なお、評価点の60%を基準点とし、評価点144点に満たない場合は失格とする。